

令和5年度税制改正に関する意見

2022年9月15日
日本商工会議所

基本的な考え方

(コロナ禍や物価上昇等に直面する中小企業は新たな投資を行う原資を確保できない厳しい状況)

新型コロナの影響の長期化に加え、資源・原材料価格等の高騰、円安の急伸、対露制裁、サプライチェーンの混乱等の複合的要因による物価上昇が国民生活や企業活動、とりわけ中小企業経営に大きな打撃を与えている。足元では人手不足が深刻化し、人材確保・維持のために賃上げを実施する中小企業は増加しているが、うち7割超の企業は収益の改善がみられない中での“防衛的な賃上げ”を強いられている。

もとより、中小企業の売上高経常利益率は約3%と低迷、労働分配率は約7割と高止まり、損益分岐点比率も約9割と高い水準にある。仕入価格や人件費等のコスト上昇に歯止めがかからない経済情勢の下、B to B、B to Cともに価格転嫁が困難な中小企業は収益が圧迫され、新たな成長投資を行う原資を確保できず、大変厳しい経営環境に直面している。

(生き残りをかけた中小企業の自己変革や地方創生への挑戦に対する強力な税制支援を)

今わが国は、停滞から変革への大転換期を迎えている。中小企業は、生き残りをかけて、デジタル化による生産性向上、研究開発、設備投資、ビジネスモデル変革等による付加価値拡大に向けて、持ち前の自己変革力を最大限発揮していかなければならない。また、人口減少に直面する地方においては、官民協働による地方創生への取り組みが求められている。今次の税制改正では、コロナ禍や物価高等で真に困窮する者の支援とともに、「中小企業の自己変革への挑戦」と「地方創生の取り組み」を税制面から強力に後押しする必要がある。

こうした税制支援を通じて、地域・中小企業が安定的に収益を上げることは、わが国の税収増と財政健全化に寄与する。新型コロナ対策や少子化対策、カーボンニュートラルに向けた対応、経済安全保障や防衛力強化等のため、今後も歳出拡大局面が続くことが想定されるが、財政健全化は安易な増税にはよらず、潜在成長率を底上げする成長戦略の下、イノベーションや生産性向上への挑戦支援による持続的な経済成長を図るとともに、社会保障制度改革等による歳出削減への不断の取り組みにより実現すべきである。

(経済社会を支える中小企業の意義を再認識し、成長の源泉として位置付けた政策支援が必要)

わが国の中小企業は、全企業数の99.7%（約358万者）、雇用の約7割（約3,220万人）、付加価値額の約5割（約143兆円）、給与支払の約4割（企業のみを分母とすると約5割）、法人税、所得税、消費税といった税や社会保険料の支払額の約5割を占めている。つまり、中小企業は、わが国の雇用、生産、消費、財政、社会インフラの維持、国民の安心や生活の安定を支えるセーフティネット構築の面で極めて大きな役割を果たしている。

地域に目を向けると、中小企業は、商店街等の地域住民にとって必要な生活インフラとしての機能や、コミュニティ活動やローカルファーストなまちづくりを進めるプレーヤーとして大きな役割を果たす等、地方創生の推進に欠かせない存在となっている。地域経済の好循環を構築するためにも、こうした中小企業の意義を再認識し、中小企業をわが国の成長の源泉として位置付ける必要がある。中小企業の活力強化なくして、日本および地域全体の成長はあり得ない。

【目次】

基本的な考え方	1
I. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制	3
1. 中小企業の設備投資等の挑戦支援	3
2. 中小企業のイノベーションやDX・GXへの挑戦支援	6
3. 中小企業の人への投資による人材の確保・定着支援	8
4. 創業・スタートアップの促進	10
II. 消費税インボイス制度の導入延期を含めた対応	13
III. わが国のビジネス環境整備等に資する税制	15
1. 中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制措置への反対	15
2. デジタル化への環境整備	18
3. 納税環境整備・納税協力負担の軽減	20
IV. 地方創生と内需拡大を後押しする税制	22
1. 地方創生と内需の拡大	22
2. 防災・減災への対応	27
V. 円滑な事業承継の実現に資する税制	28
1. 事業承継税制の利用促進に向けた制度の改善	28
2. 事業承継の円滑化に資する税制	31
VI. 中小企業の活力強化と経営基盤強化を後押しする税制	34
1. 中小企業の活力強化と経営基盤強化	34
2. 消費税制度の見直し	37
3. 事業再生・再編の後押し	38
VII. 多様な働き方と子育て世代への支援拡充に資する税制等	40
VIII. その他経済活動の活性化・国民生活の向上に資する税制	42

I. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

1. 中小企業の設備投資等の挑戦支援

(1) 中小企業経営強化税制の延長・拡充

日本商工会議所が 2022 年 5 月に実施した調査によれば、2022 年度に設備投資を「行う（予定含む）」中小企業は 43.1%（昨年度比 1.4 ポイント増加）、「見送る（予定含む）」中小企業は 32.1%（昨年度比 1.2 ポイント減少）となっており、能力増強や省力化・自動化のほか、一部では DX 投資、新分野進出、新製品生産等、ビジネスモデルの転換を目的とする成長投資の動きがみられている。

一方、急激な為替変動による資源・原材料価格の高騰、深刻化する人手不足に伴う賃上げ、価格転嫁の遅れによる収益圧迫等により、新たな成長投資を行う原資を確保できないという声も多く寄せられる等、設備投資に対する経営者のマインドに不透明感もみられており、政府の掲げる「成長と分配の好循環」の実現には、中小企業の設備投資を促す継続的な支援が不可欠な状況にある。

このため、今年度末で期限切れを迎える中小企業経営強化税制は、以下の見直しを行ったうえで確実に延長すべきである。

①対象設備の要件緩和

中小企業経営強化税制の A 類型の適用を受けるためには、「一定期間内に販売されたモデルであること」という対象設備の要件を満たす必要があるが、販売開始から一定期間が経過した設備であっても、品目によっては経営力向上に資する十分な機能を有しており、販売開始時期の基準が実態と合っていないとの指摘がある。こうした実態を踏まえ、設備種類毎の販売開始時期要件は緩和すべきである。

②申請先のワンストップ化と申請の電子化

中小企業経営強化税制について、例えば建設業の事業者が B 類型の適用を受ける場合、確認書発行申請書は経済産業局に提出するが、一方で、経営力向上計画は地方整備局に提出する等、提出先の分散に伴う事務負担が生じている。事業者の負担を軽減し、本税制の利用を促進する観点から、確認書発行申請書と経営力向上計画の提出先をワンストップ化すべきである。

また、経営力向上計画申請と同様に、確認書発行申請も電子申請に対応する等、利用者目線に立った手続きの利便性向上を図るべきである。

③税額控除率の引上げ

中小企業の稼ぐ力を向上させる新たな成長投資を強力に後押しするため、現状の税額控除率 10%（資本金 3,000 万円超の中小企業は 7%）について引上げを行うべきである。

(2) 中小企業投資促進税制の延長

今年度末で期限切れを迎える中小企業投資促進税制は、活用の際の手続きが簡素であり、中小企業にとって使い勝手が良く、例年約5万件も活用されている。規模を問わず多くの中小企業の設備投資を促す基盤とも言える不可欠な税制であり、長期化するコロナ禍や物価高の状況の中で、前向きな投資に取り組む中小企業を支援するため、本税制は確実に延長すべきである。

(3) 中小法人の軽減税率は税率15%のまま確実に延長・恒久化すべき

中小法人の800万円以下の所得について本則19%から15%へ引下げる軽減税率は、例年約90万社が活用する等、わが国中小企業の財務基盤を支える極めて重要な税制である。長期化するコロナ禍に加え、急激な円安等による原材料価格の高騰、深刻化する人手不足に伴う賃上げ、コストアップ分の価格転嫁が遅れることによる収益圧迫等により労働分配率が約7割の中小企業の多くが深刻なダメージを受けている中、仮に本措置が延長されない場合には、設備投資や人的投資の原資を確保できず、前向きな成長への投資を見送らざるを得ないという悲痛な声が多く寄せられている。

したがって本措置は、税率15%を維持したうえで確実に延長すべきである。また、中小企業の安定的な利益確保は時期に関わらず永続的な課題であることから、本来的には時限的な措置に止まらず、恒久化すべきである。

(4) 償却資産に係る固定資産税の廃止・特例措置の継続や新たな措置による負担軽減

原材料価格の高騰によるコスト上昇に歯止めがかからず、また価格転嫁が困難である多くの中小企業は、収益が確保できず赤字計上を余儀なくされている。赤字企業にも課税される償却資産に係る固定資産税は、厳しい状況下においても持続的な成長を目指し、前向きな設備投資を継続する事業者の投資意欲を削ぐものであり、サプライチェーンの強靱化が求められる中、企業の国内投資を阻害する要因となる。また国際的に見ても稀な税制であることから、廃止すべきである。

なお現在、償却資産に係る固定資産税を最大でゼロにする特例措置が講じられており、今年度末をもって廃止することが決定しているが、政府が「成長と分配の好循環」の実現に向けて民間投資の喚起を目指す中、成長に向けて投資した設備に対して固定資産税を課すことは、中小企業の投資意欲と効果を減退させるものであり、政府方針に逆行する。また足元では大企業製造業の国内回帰も一部にみられており、これに合わせ、サプライチェーンを構築する中小企業が行う設備投資を支援することも極めて重要である。こうした観点から、償却資産に係る固定資産税の廃止が実現するまでの間は、現行の特例措置の継続や新たな措置の創設により、税負担を軽減すべきである。また現行の特例措置が継続される場合は、設備購入から一定期間内に先端設備等導入計画が受理されれば本特例を適用できるようにすべきである。

また、少額減価償却資産の対象資産については、国税(30万円)と地方税(固定資産税(20万円))で対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

(5) 商業地等に係る固定資産税の負担軽減措置の継続

長期化するコロナ禍に加え、急激な円安等による原材料価格の高騰、深刻化する人手不足に伴う賃上げ、コスト上昇分の価格への転嫁の遅れによる収益圧迫等により、中小企業経営は大きなダメージを受けている。一方で、厳しい状況の中にあっても、ビジネス変革に向けた設備投資や賃上げを含む人材投資、新事業展開等に果敢に取り組む中小企業も多くみられる。

こうした中、限られた原資の中で成長投資を行う中小企業にとって、再開発等に伴う地価の上昇によって生じる固定資産税負担の増大がビジネス変革に向けた挑戦の阻害要因となっている。

このため、令和4年度に講じられている商業地等に係る固定資産税の負担軽減措置については、来年度も継続すべきである。

(6) 欠損金の繰越期間（10年間）の無期限化

欠損金の繰越控除制度は、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。現在、欠損金の繰越期間は10年間とされているが、過去に例のないほどの厄災といえるコロナ禍で、大きな減収・減益を負い、大企業等に比べて回復が遅れている中小企業が平時の経営状態に戻るには、10年間では不十分との声がある。

このため、中小企業が長期にわたり経営を安定させることができるよう、欠損金の繰越期間を無期限とすべきである。

(7) 「パートナーシップ構築宣言」の登録企業に対する税制上のインセンティブ付与

取引条件のしわ寄せ防止等による適正な取引価格を実現するとともに、サプライチェーン全体での共存共栄関係の構築を目指し、2020年6月に創設された「パートナーシップ構築宣言」は、2年あまりで1万3千社超と多くの企業に広がっている。

一方、長期化するコロナ禍に加え、円安の進行等によって経営に大きな影響を受けた企業からは、依然、取引条件へのしわ寄せ等を懸念する声が寄せられており、今後中小企業がビジネス変革を進めていくためには、サプライチェーン全体で適正なコスト負担をするとともに、生産性向上や付加価値創出に向けた新たな連携を推進することが不可欠である。そのためにも、同宣言を普及し、実効性を確保していく意義は極めて大きい。

政府が講じた補助事業の一部においては、審査・評価項目として、同宣言を策定・登録した企業に対する政策加点措置が講じられる等のインセンティブが付与されているが、さらなる普及・啓発を図るため、同宣言に登録した企業に対し、特別償却や税額控除の措置等の税制上のインセンティブを付与すべきである。

(8) 建物等の償却資産における減価償却方法の見直し

これまで、建物や建物附属設備等の減価償却資産は、償却方法が定率法から定額法へ変更される等、設備投資直後の償却限度額を縮小する方向で改正が行われてきた。

中小企業の場合、多くは金融機関からの借り入れによって資金調達を行っており、償却限度額の縮小は、手元キャッシュの減少による資金繰りの悪化に直結し、設備投資の抑制にもつながりかねない。中小企業の資金繰り等の経営の実態を踏まえ、建物や建物

附属設備等について定率法を適用可能とする等、償却方法の見直しが必要である。

また、建物等の法定耐用年数は、企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く、建物等に対する法定耐用年数の短縮について柔軟に認めるべきである。

(9) 納税猶予に係る延滞税の免除

コロナ禍による売上減少の影響で資金繰りに困窮する事業者を支援するために措置された納税猶予に係る延滞税を免除する特例は 2021 年 2 月に終了した。しかしながら、長期化するコロナ禍の影響が色濃く残る観光業、旅客運送業、飲食業等においては、極めて厳しい収益状況にあり、資金繰りも予断を許さない状況が続いている。

一方でこうした厳しい経営環境の中でも、生き残りをかけて、ビジネス変革に向けた設備投資や賃上げを含む人材投資、新事業展開等に果敢に取り組む中小企業も多くみられる。こうした中小企業の前向きな取り組みを後押しするため、抜本的な資金繰り支援として、納税猶予に係る延滞税を免除する措置を再度講じるべきである。

2. 中小企業のイノベーションや DX・GX への挑戦支援

(1) 研究開発税制・中小企業技術基盤強化税制の延長・拡充

政府が掲げるデジタルトランスフォーメーション (DX) やグリーントランスフォーメーション (GX) を加速させ、わが国が国際競争を勝ち抜いていくためには、研究開発投資への継続的な後押しが極めて重要であることから、研究開発税制・中小企業技術基盤強化税制は、制度全体として恒久化し、予見可能性のある安定した制度とすべきである。あわせて、中小企業の研究開発を後押しする観点から、以下に掲げる見直しを行うべきである。

① 特例措置の適用要件の緩和・延長等

今年度末で期限切れを迎える「売上高試験研究費割合 10%超の場合の控除上限および控除率の上乗せ措置」および「中小事業者等の試験研究費増減割合 9.4%超の場合の上乗せ措置」の要件緩和を図るとともに確実に延長すべき。また、「コロナ前と比較して売上が 2%以上減少した中小企業が研究開発費を増加させた場合の上乗せ措置」についても要件の見直しを行いつつ、維持すべき。

② 繰越控除措置の復活

中小企業は損益分岐点比率が高く、外部環境の変化やまとまった設備投資の実行等により赤字に転落することも多いが、その中でも自社の成長に向けたイノベーションに挑戦し続けている。こうした中小企業経営の実態を踏まえ、経営資源を安定的に研究開発投資へ振り向けることができるよう、平成 27 年度税制改正で廃止された研究開発費の繰越控除措置を復活すべき。

③ 中小企業における「専ら要件」の運用面の改善

経営資源の限られた中小企業は、一人の人員が研究開発とともに他の業務を兼務す

ることが多いが、研究開発税制・中小企業技術基盤強化税制の対象となる人件費は、専門的知識を持って試験開発の業務に「専ら」従事することが求められていることから使い勝手が悪く、税制が活用されない原因となっている。中小企業の研究開発への取り組みを強力に支援するため、中小企業の場合は、試験研究費の対象となる人件費を、一定期間における業務状況の簡単な記録から概算比率で計上可能とする等、大胆に運用面を改善すべき。

④比較試験研究費の計算方法の簡素化

新たに研究開発税制・中小企業技術基盤強化税制を利用しようとする中小企業において、過去3年間の試験研究費を精緻には計算することができないケースが想定されることから、比較試験研究費の計算方法の簡素化を図るべき。

⑤税額控除率に係る優遇措置の延長・拡充

企業のビジネス変革や成長分野への投資等の促進に向け、研究開発に対してさらなるインセンティブを講じるため、一般型における税額控除率に係る優遇措置（中小企業の場合は最大17%）を延長・拡充すべき。

⑥試験研究費の対象費目の明確化、中小企業への周知・徹底

利用促進には試験研究費の対象費目（製造原価）の明確化が必要不可欠であることから、テンプレート等の作成、中小企業への周知・徹底等の方策を講じるべき。

⑦試験研究費の対象拡大

中小企業は研究開発にかけられる経営資源が潤沢ではなく、身近な改革から取り組むケースも多いため、中小企業の成長に資するようなイノベーション活動全般を広く試験研究費として認めるべき。

⑧オープンイノベーション型の拡充

中小企業が単独で新たな事業を立ち上げることは困難であり、外部との連携強化が重要である。そのため、独自の技術を有する研究開発型の中小企業やスタートアップと共同研究を行う場合の要件を緩和すべき。また、オープンイノベーション（特別試験研究費）の範囲に、特許譲受対価を追加すべき。

（2）DX投資促進税制の延長・拡充

これまで、わが国は積極的にIT化を推進してきたが、多くの企業は、自社独自のシステムを構築したため、スピーディかつ柔軟なビジネス展開にシステムが対応できず、また構築したシステムの保守・運用・改修コストが重荷となる等の課題が指摘されてきた。

今後、わが国企業がグローバル競争を勝ち抜くためには、デジタル技術とデータの活用によるビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション）を一段と加速させることが不可欠である。そのため、拡張性、柔軟性、コスト効率等に優れるク

クラウドソリューションの活用も含め、企業の DX に資する投資（SaaS 等のソフトウェア、AI、サイバーセキュリティ、ロボティクス等）を促進する DX 投資促進税制を延長するとともに、インセンティブを拡充し、こうした取り組みを後押しすべきである。

（3）デジタル化投資を促す少額減価償却資産特例の拡充・恒久化

少額減価償却資産の特例は、中小企業約 64 万社が活用する等、利用頻度が高く恒常的に利用されており、中小企業の納税事務負担の軽減に大きく寄与している。

特に、感染拡大防止に向けた設備導入（非接触型体温測定器、空気清浄機、パーティション等）やテレワーク環境の整備（テレワーク用機器等）のほか、デジタルツールを使ったビジネスへの転換等に必要なデジタル機器（パソコン、ソフトウェア等）等、中小企業におけるコロナ禍への対応として使い勝手が良く、ニーズは高い。

一方で、例えば、動画や 3D データを編集・加工する際に必要となるパソコンの購入等、現行の対象資産の限度額（30 万円未満）では収まらないケースや、会社全体でデジタル化を進めようとする、取得合計額の上限（300 万円）を超えてしまうケースも多い。

またインボイス制度については、かねて対応するための事務負担の増が指摘されているところであるが、政府が同制度の導入を進めるのであれば、あわせて、中小企業のデジタル化投資を促す措置を講じることが必要不可欠である。こうした観点から、現行の対象資産の限度額（30 万円未満）の引上げ、および取得合計額の上限（300 万円）の引上げを行ったうえで、同特例を恒久化すべきである。

（4）中小企業のデジタル化促進に向けた税制措置の創設

かねてより、中小企業の生産性向上は、わが国が抱える大きな課題の一つとされており、中小企業がバックオフィス業務をデジタル化するための投資を促す施策が求められているところである。

一方、中小企業が行うことができるデジタル化投資としては、クラウドシステムの利用や RPA の導入等が多いが、それらは一般的には全額損金算入可能なものであり、現在の中小企業投資促進税制等の対象とならないものが多い。

またインボイス制度については、かねて対応するための事務負担の増が指摘されているところであるが、政府が同制度の導入を進めるのであれば、あわせて、中小企業のデジタル化投資を促す措置を講じることが必要不可欠である。こうした観点から、中小企業が行うデジタル化投資の全額損金算入に加え、支出額の一定割合を税額控除できるといった税制措置を創設すべきである。

3. 中小企業の人への投資による人材の確保・定着支援

（1）足元の業況が厳しい中でも賃上げに取り組む中小企業が活用できるよう、中小企業向け賃上げ促進税制の繰越控除措置の創設等

日本商工会議所が 2022 年 6 月に実施した調査によれば、賃上げを実施した中小企業は 50.9%と、前年に比べて 9.5 ポイント増加した。ただし、賃上げ実施企業の約 7 割が

人手不足や物価上昇に対応するためにやむを得ず行った防衛的な賃上げであり、業績改善が伴っていない経営状況が続いている。

こうした中、令和4年度税制改正にて大幅に拡充された中小企業向け賃上げ促進税制については、依然としてコロナ禍の影響から脱せず、赤字であっても賃上げに踏み切る企業が税制の恩恵を受けられていない。

こうした状況を踏まえ、業況が厳しい中でも賃上げに取り組む中小企業を拡大するため、同税制において繰越控除措置を創設すべきである。加えて、給与等支給総額および教育訓練費に係る要件についても緩和すべきである。

(2) 中小企業による従業員教育や後継者教育を促進する税制措置の創設

労働力人口の減少という構造的課題に直面する中、潜在成長率0%台が長期継続しているわが国が、今後持続的成長を実現するためには、「人への投資」を通じて、諸外国に比べて劣後する労働生産性を上げることが不可欠である。また、中小企業を巡る経営環境が急激に変化している中で、中小企業にとってはビジネス変革やデジタル対応等によって収益力の拡大や生産性向上を図ることが極めて重要であり、こうしたスキルを有する人材を育てる意義・ニーズがますます高まっている。

こうした観点から、中小企業が自社の役員・従業員に対して行う収益力の拡大や生産性向上等に資する研修・教育に対して税制上のインセンティブ措置を創設し、この動きを加速させるべきである。

(3) リカレント教育やリスキリングを後押しする税制措置の創設

企業が従業員に対し新しいスキルを身に付けてもらう「リカレント教育」や、仕事で求められる能力・資質の向上のみならず、従業員が自身のキャリア形成に資するスキルを身に付ける「リスキリング」が注目されている。

これらは、産業人材の育成や、個々人のスキルアップを通じた成長分野等への労働移動、地域間・業種間の雇用流動性を高めるものであり、中小企業が直面する人手不足の解消に資することから、以下に掲げる措置を講じ、その拡大を図るべきである。

①企業が従業員の学位取得等に対し支給する費用の非課税化

従業員が専門的な知識を習得するための学位取得等を行う際に企業が学費を支給する場合、職務上必要と認められる知識・技術の習得に係るもの以外の費用については給与所得とみなされ課税対象となり、従業員にとっては学費等に充てる費用が目減りすることから、学び直しに向けた取り組みの障害となっている。このため、企業が従業員に学費支給を行う場合、職務上直接必要と認められる知識・技術の習得に係るもの以外の費用についても非課税とすべきである。

②給与所得者の特定支出控除に係る適用基準の緩和

従業員の自発的な学び直しを後押しするため、従業員が自ら取り組む社外研修への参加や通信教育、資格取得等に係る費用を給与所得者の特定支出控除の対象とすべきである。

③求職・失業者に対する所得控除制度の創設

求職・失業者が学び直しを行うことは、企業側にとって地域外や異業種からの転職等も含め、専門的な知識・技術等を有する即戦力人材を採用することにつながるが、一方で、高度な知識・資格等を取得するための資金は高額であり、収入がない求職・失業者にとってはハードルが高い。このため、求職・失業者の就職後の給与に係る課税所得から学び直しに係る費用を複数年度にわたり繰越控除できる制度を創設すべきである。

4. 創業・スタートアップの促進

(1) 創業へのインセンティブを高める業績連動給与の適用対象の拡大

役員給与については、会社法に基づく手続きを経て、職務執行の対価として、企業がその支給額を決定している。一方、税法上は、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与の3類型以外の役員給与は損金算入が認められていない。役員給与は、会社法で求める手続き以上の制限を課すべきはなく、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている業績連動給与に関しては、創業へのインセンティブを高める観点から、中小企業にも対応可能な簡素な仕組み（中小企業向けの税務コーポレートガバナンス制度の創設等）としたうえで、適用対象を拡大すべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から3カ月以内に限られ、3カ月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、弾力的かつ機動的な仕組みとすべきである。

とりわけ、「業績悪化改定事由」の狭義の解釈により、期中における役員給与の引下げが困難な実態があり、中小企業の赤字法人増大の一因ともなっている。期初の業績目標に達しない際に、期中に役員給与を引下げて収益を確保することは当然の経営行動であることから、役員給与の引下げは柔軟に認めるべきである。

(2) 地域における起業・創業の促進

① 創業後5年間の法人税の減免

創業後5年程度は黒字であったとしても、事業活動が不安定で経営基盤が安定しない企業が多い。そのため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対して、創業後5年間の法人税免税措置や、創業後5年以内に生じた欠損金の繰越期間の無期限化を講じるとともに、資本金に関わらず、欠損金を100%控除できる期間について、現行（創業後7年以内）から延長すべきである。

②創業資金に係る贈与税非課税枠の創設

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000万円の非課税枠を創設し、新規創業を促進すべきである。

(3) スタートアップの促進

①ストックオプション税制の拡充

ディープテックをはじめとする事業化まで時間を要するスタートアップや、グローバル展開等の長時間をかけて大きな成長を目指すスタートアップの育成を後押しするため、ストックオプション税制に係る権利行使期間を15年程度まで延長すべきである。

あわせて、上場前の権利行使等へ柔軟に対応できるよう、保管委託要件の見直しを図るべきである。

②オープンイノベーション促進税制の拡充

今後、わが国企業がビジネス変革に取り組み、競争力を強化していくためには、新たな付加価値の創出に向け、企業の規模・系列等を越えた連携はもとより、イノベーションの担い手であるスタートアップの活躍に向けた、世界に伍するスタートアップ・エコシステムの構築が不可欠であるが、わが国の取り組みは欧米諸国に比べて遅れている。

人材や資金を循環させるスタートアップ・エコシステムの確立に向け、スタートアップのM&Aによる出口戦略を促進することが重要である。スタートアップM&Aを促す支援策として、現行のオープンイノベーション促進税制の対象に新規発行株式だけでなく発行済み株式を追加すべきである。

③スピノフ税制の拡充

スピノフは、現在のグループの中では成長戦略の実現が難しい事業を分離・独立させることで、その潜在力を発揮させる重要な切り出し手法であるが、わが国では活用実績が限られている。

企業価値向上に向けた事業再編の促進の観点から、段階的に事業を切り出そうとする場合に一部持ち分を残したスピノフについても実施可能とする等、スピノフ税制を拡充すべきである。

④エンジェル税制の拡充・手続き簡素化

地方における開業率の向上や、スタートアップの発展による地域の雇用拡大を図るためには、地域課題の解決に資する事業を行う企業や、地方での成長志向を持つ企業に対するリスクマネー供給の促進が不可欠である。従来から、個人投資家によるリスクマネーの供給を促すため、エンジェル税制が措置されているが、適用要件が厳しいことに加えて、認知度不足もあり、活用が伸び悩んでいる。

エンジェル税制の活用を促進するため、申請に必要な書類の削減・簡素化や手続

きのオンライン化を行うべきである。

⑤ 国外転出時課税制度の見直し

スタートアップの経営陣が一時的に海外で事業立ち上げ準備をしようとした場合、国外転出時課税制度により1億円以上の有価証券に係る含み益に対して所得税が課税され、海外進出を断念せざるを得ないケースがある。担保提供による納税猶予制度も設けられているが、非上場株式は他の財産に劣後していることから、これを改めるべきである。あわせて、納税猶予制度を選択する場合、提供する担保が非上場株式のときの株券発行要件（供託）を、不発行でも構わない（質権設定できる）ようにすべきである。

また、事業承継税制の適用を受けている後継者においては、贈与税の納税猶予の対象となる非上場株式をすでに担保提供しているが、これに加えて、国外転出時課税の納税猶予を受けようとする場合は、当該非上場株式への後順位の質権設定のみでも担保として認める等の柔軟な運用を行うべきである。

⑥ 事業成長担保権（仮称）の創設に伴う措置の実施

スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度（事業成長担保権（仮称））の創設が見込まれていることを踏まえ、担保権設定時の登録免許税の取扱い等、制度普及に向けた税制上の措置を講じるべきである。

（4）暗号資産に係る期末時価評価課税の見直し

暗号資産やNFT（Non Fungible Token）等のトークンを基盤とし、ブロックチェーン上でユーザー自らデータの管理・活用を行い新しい価値を創出する動き（Web3.0）がグローバルに広がっている。さらに、Z世代をはじめとする若者世代を中心にメタバースが新たな個人のインターフェースとなりつつあり、デジタル空間の比重が高まることで、ビジネス的価値についても飛躍的な上昇が期待されている。一方、現状では暗号資産はその保有目的に関わらず、一律で期末時価評価課税の対象となっている等、わが国における税制等の現行制度が新たなビジネス実態に追いついておらず、有望なスタートアップ企業の海外移転をはじめ、優秀な若者が海外で起業して資金調達を目指しながら現地雇用で事業を行う、といった事態が生じているとの指摘もある。

Web3.0におけるスタートアップ成功事例の増加を目指し、海外と比べて遜色ない事業環境を整備すべく、暗号資産の期末時価評価課税を短期売買目的での保有に限定し、それ以外での保有については期末時価評価課税の対象から除外すべきである。少なくとも、自社発行トークン（暗号資産）を短期売買目的以外で保有する場合については、期末時価評価課税の対象から直ちに除外すべきである。

Ⅱ. 消費税インボイス制度の導入延期を含めた対応

(1) 政府による十分な「検証」の実施

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、2023年10月の導入が法律上予定されているが、仮に同制度が導入された場合、免税事業者（約500万者）が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力等を受けたりする懸念があることに加え、発行する請求書の様式変更、システムの入替・改修、受け取った請求書等に登録番号があるかの確認、仕入先が免税事業者かどうかの確認、自社が発行する請求書等の保存、端数処理のルール変更等、事業者にとって多大な負担が生じることになる。

また、こうした状況を踏まえ、「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）」にて、2019年10月の軽減税率制度導入後3年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を「検証」し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講じると規定されているが、コロナ禍の影響もありこの2年半の間、十分な「検証」は行われていない。

したがって、まず政府は、免税事業者の取引排除等による倒産・廃業の可能性や、現行の「区分記載請求書等保存方式」でどういった問題があるのか等を含め、「検証」を徹底的に行うべきである。

(2) 政府による事業者への普及・周知の徹底

日本商工会議所が2022年6月に実施した調査によれば、インボイス制度導入まで1年余りとなった現時点においても中小企業全体の4割超、売上高1千万円以下の中小企業では約6割がまだ何も手を付けていない状況であり、事業者の理解は進んでいない。このままでは、制度導入後の事業者の大混乱は避けられない。

こうした混乱を防ぐためには、政府が責任を持って、業界団体、士業団体等の協力を得つつ、インボイス制度および消費税制度自体の普及・周知を主体的・積極的に行う必要がある。

特に、フリーランスをはじめとした多種多様な免税事業者への周知に向け、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、SNS等を活用した政府広報を徹底的に行うべきである。

(3) インボイス制度導入の影響最小化策の実行

インボイス制度は、全ての事業者に事務負担やコスト負担を負わせるだけでなく、消費税制度自体を理解していない免税事業者が多い（全事業者の6割超）ことや、白色申告で帳簿が不完全な個人事業者が多い（個人事業者全体の4割）ことを踏まえると、制度導入後に大混乱が生じることが避けられない。

免税点制度は小規模事業者の納税事務負担と徴税負担への配慮と費用対効果の観点から創設された制度であるが、まずはこうした制度の創設趣旨を踏まえたうえで、インボイス制度導入に伴う影響を最小化するきめ細やかな制度改正や支援策を十分かつ丁寧に検討し、実行すべきである。

① 免税事業者が課税転換できなかった場合の取引排除懸念の解消

- ・発注先の免税事業者が課税転換することによる税負担や事務負担に耐えられないために課税転換しなかった場合、発注元の税負担が増える。このため、発注元が別の発注先に切り替えるといった、免税事業者の取引排除が起こる可能性があり、地域を支える中小・小規模事業者の売上・利益の減少、それによる倒産・廃業が増加する懸念ある。免税点制度の創設趣旨を踏まえ、免税事業者からの仕入については100%控除を認めるべき

② 免税事業者が課税転換する場合の税務申告手続き等にかかる負担の軽減

(主に免税事業者が課税転換する場合の負担軽減に資するもの)

- ・現行の消費税の申告書は、元々免税事業者であった層が自ら作成できる内容とは言いがたいことから、誰でも簡単に作成できるようなレベルまで徹底的に簡素化すべき
- ・所得税の確定申告に倣って、スマートフォンやタブレットで申告書を作成できるサイト(申告書作成コーナー)を公開すべき
- ・免税事業者が課税転換した場合は、届出不要で原則、簡易課税制度の適用とするとともに、事後的に本則課税へと変更することを事前届出なしで認めるべき

(広く事業者の負担軽減に資するもの)

- ・取引金額が3万円未満の取引について、帳簿の保存のみで仕入税額控除の対象とすべき
- ・簡易インボイスを発行できる事業者の対象を拡大すべき(小規模事業者は業種に限らず発行できる等)
- ・青色申告特別控除における電子化インセンティブの拡充や、中小企業のデジタル化投資を促す少額減価償却資産特例の拡充・恒久化等を講じるべき
- ・クラウド会計ソフトの利用に対する財政支援措置を拡充すべき

③ 免税事業者が課税転換して価格転嫁できなかった場合の負担の軽減

- ・取引関係において立場の弱い免税事業者が、課税転換したものの消費税分を価格に転嫁できなかった場合、新たな税負担による売上・利益の減少が発生することから、取引関係の改善や売上向上等に向けた支援策を講じるべき

(4) 検証結果や中小企業経営の実態、免税点制度の創設趣旨等を踏まえた制度導入時期の延期

前述の検証結果やコロナ禍の影響、物価高騰等の影響を受ける中小企業経営の実態、免税点制度の創設趣旨等を踏まえたうえで、制度導入に向けた影響最小化策が講じられず、制度導入後の混乱が避けられない場合は、制度の導入時期を延期すべきである。

また延期している間、バックオフィス業務のデジタル化と生産性向上に向けた支援策を大胆に講じるべきである。

Ⅲ. わが国のビジネス環境整備等に資する税制

1. 中小企業の成長や経営基盤強化を阻害する税制措置への反対

(1) 外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持・創出に悪影響をもたらすのみならず、政府の賃金引上げの政策に逆行し、経済の好循環の実現を阻害する。諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。労働分配率が約8割、損益分岐点比率が約9割にのぼる中小企業への適用拡大は、赤字法人173万社が増税になる等、その影響は甚大であり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。

なお、ガス供給業、電気供給業等は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、他の事業に比べ不公平な取扱いとなっている。ガス供給業においては平成30年度税制改正により、中小ガス事業者の一部について規制料金分野以外で取扱いが見直され、令和4年度税制改正により、全ての中堅・中小ガス事業者について規制料金分野以外では一般企業と同じ所得ベースの課税方式に見直されたものの、大手3社等の製造事業者については特殊な課税方式が適用されることとなった。また電気供給業においては、令和2年度税制改正により、発電・小売事業（新規参入者を含む）について特殊な課税方式が適用されることとなった。しかしながら、小売全面自由化により地域独占制度は廃止、小売料金規制は原則撤廃され、収入金課税の根拠が失われたものの、見直しは一部にとどまり不公平な取扱いが継続しているため、全てのガス・電力事業者について他の一般企業と同様の課税方式へ見直しを図る必要がある。その場合においても中小企業に外形標準課税を適用すべきでない。

また令和4年度税制改正にて、大企業の所得割の税率について、所得に関わらず、最も高い所得区分の税率である1%に引上げられたが、こうした動きにあわせて今後、中小企業の所得割の税率についても同様に引上げるようなことはあってはならない。

(2) 留保金課税の中小企業への適用拡大には断固反対

激しい経済社会の変化に対応し、企業が厳しい競争を勝ち抜いていくためには、新たな成長投資が必要不可欠であり、これを行うための原資を生み出す財務基盤の強化は、企業にとって極めて重要である。また、中小企業は大企業と異なり、資金調達には金融機関からの借入金を中心であり、設備投資資金の調達や緊急の運転資金不足に対応するため日頃より自己資本を充実しておく必要がある。さらに、法人税を納付したあとの利益剰余金に対しさらに税を課すことは、明らかに二重課税である。

このように、成長投資を行うための財務基盤の強化や円滑な資金調達を阻害することに加え、二重課税の解消という観点からも留保金課税は速やかに廃止すべきであり、少なくとも課税対象の適用拡大には断固反対である。

(3) 新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」および「従業員給与」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、新規開業や事業所の立地等を阻害し、賃上げを抑制する税制といえる。

また、都市計画税が徴収されるなかにあつて、既にその目的を達成しており、さらに、都市間の公平性の阻害や固定資産税との二重負担といった指摘もある。

新規開業や立地促進、雇用維持、賃上げ等を阻害する事業所税は、早急に廃止すべきである。少なくとも、現行制度において、同一家屋に同族関係者が支配する会社が複数存在する場合に従業員数や事業所面積を合算勘定する措置（みなし共同事業）は、企業の合理的な行動を歪めるものであり、廃止すべきである。

なお、事業所税の廃止に伴う財源の検討にあたっては、公平性の観点から、法人住民税の均等割、固定資産税等が候補として考えられる。

(4) 時代に即していない不公平な税制である印紙税の速やかな廃止

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制である。

電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しく事務負担が重いこと、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多い。そのため、印紙税は速やかに廃止すべきである。

(5) 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、特別徴収制度の下で、現年課税化を導入しようとするれば、企業は、従業員の自社以外の給与等の所得や寄附金額等を把握したうえで、従業員の1月1日現在の住所の把握、従業員の住所がある地方自治体ごとに異なる税額計算等に係る事務を行う必要がある。企業に過度な納税事務負担の増加を招く個人住民税の現年課税化には反対である。

こうした現年課税化に伴う企業の事務負担の増加については、企業において年末調整や地方自治体ごとに異なる税額計算等を自動的に計算できるソフトウェアを導入すれば対応できるとの意見があるが、税額計算自体をシステム化しても、行政に申告するためには、計算結果について企業の担当者や税理士等による確認作業が発生する。さらに個人住民税が賦課課税方式である以上、最終的に市町村ごとに行われている名寄せや再計算等が必要となる。現年課税化は、企業、地方自治体双方において事務負担が増加することとなり、国が推進している生産性向上を阻害することとなる。

そもそも、副業やシェアリングエコノミー等、個人の経済活動の多様化や、ふるさと納税等寄附行為が増加する中で、企業が従業員のすべての所得等を把握するのは困難であり、かつ合理的ではない。個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、マイナポータルの利便性向上等、社会全体でのICT化推進・納税環境整備が不可欠である。

(6) 二重課税の見直し

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、酒税等との二重課税の問題がある。課税の公平性を欠き競争意欲を削ぐ原因となるため、以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

- ・印紙税
- ・石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
- ・嗜好品に課せられる税（酒税等）
- ・その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

(7) 地方自治体における法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

地方自治体の税収は、景気による税収変動や遍在性の大きい地方法人二税が約 16% を占めている。地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を高める観点から、地方法人二税に過度に依存しない地方税体系の構築が必要である。

法人に新たな地方税負担を求める場合、まず、自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行ったうえで、納税者となる事業者等に対し、自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の使途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税すべきではない。

(8) リース会計基準の見直しにより中小企業の税務へ影響を及ぼすべきではない

2016 年に国際会計基準（IFRS）および米国会計基準におけるリースに関する会計基準が改正され、借り手の会計処理について、すべてのリース取引を原則オンバランス化することとされた。

IFRS 等の改正を受け、わが国の企業会計基準委員会（ASBJ）は、リースに関する会計基準と IFRS 等との整合性を図ることについて検討を開始しているが、中小企業においては、「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」が用いられており、特に「中小企業の会計に関する基本要領」は IFRS の影響を受けないものとされている。

仮に、リースに関する会計基準の改正に伴い、税制が改正されることになれば、中小企業にとって会計処理の変更がないにもかかわらず、税負担の変動や事務負担の増加という影響が生じる可能性があり、ひいては確定決算主義の維持が危ぶまれる状況を招来しかねない。リースに関する会計基準の改正が中小企業の税務に影響が及ぶことがないようにすべきである。

(9) 外国人労働者に対する個人住民税の特別徴収義務の強化には反対

外国人労働者の新たな在留資格制度（特定技能）の創設により、地方自治体から、外国人労働者の個人住民税の滞納の増加を想定し、企業における特別徴収義務の強化（残税額の一括徴収の義務化、みなし納税管理人の設定等）を求める意見が示されている。

特定技能外国人は一定要件の下で転職可能とされており、企業退職後の帰国を前提としていない。外国に出国するか、転職するか自由である点で、日本人も外国人も同様であり、外国人労働者に対してのみ退職時の一括徴収を義務化すべきとの意見については、

租税の平等原則の観点から慎重な検討が必要である。

また、そもそも企業においては、退職後の社員の追跡は困難であり、仮に外国人雇用を行う企業をみなし納税管理人としても、制度の実効性が担保できるか極めて疑問である。

こうした観点から、外国人労働者に対する特別徴収義務の強化は、中小企業の外国人材活用を阻害する恐れがあることから、反対である。

なお、外国人労働者の個人住民税の滞納に対しては、外国人労働者の就労状況等に関する国・自治体間の情報共有・連携の強化等で対応すべきである。また、外国人労働者を受け入れる企業においても外国人労働者に対して、個人住民税制度について、丁寧な説明を行う等の対応が望まれる。

(10) 「経済と環境の両立」の観点から具体的・現実的なカーボンプライシングの議論を

2050年カーボンニュートラル実現には、国家プロジェクトとしての革新的な技術開発によるブレークスルーを図るとともに、地域や中小企業がどう取り組むかの道筋を示し、どれほどのコストが追加的に発生し誰が負担するのかという視点が不可欠である。わが国においても、炭素税等のカーボンプライシングに関する本格的な議論を避けては通れない段階に入っている。

一方、足元では、エネルギー価格をはじめとする物価上昇が企業経営に大きな影響を与え、世界情勢の不安定化による先行き不透明感も増している。わが国においては、高額なエネルギー本体価格に加え、揮発油税、石油石炭税（本則税率分）、地球温暖化対策税といった国際的に高い税負担が課せられており、加えて、再生可能エネルギー導入促進のための固定価格買取制度による賦課金の負担も大きい。

こうした現状に鑑み、カーボンプライシングについては、「経済と環境の両立」という大前提の下、地域経済や中小企業の経営実態を踏まえ、各産業・企業におけるカーボンニュートラルに向けた代替手段・技術の有無や国際競争上のイコールフットィング等にも十分配慮のうえ、「成長に資する」という観点から具体的かつ現実的な議論を進める必要がある。

検討にあたっては、①課税による企業や国民の行動変容がもたらす温室効果ガス排出削減効果と、②税収の活用によるカーボンニュートラル関連分野におけるイノベーション創出への貢献の2つの視点が重要であり、地域経済を支える中小企業の負担増につながり、成長を阻害するようなカーボンプライシングの導入には反対である。

2. デジタル化への環境整備

(1) 改正電子帳簿保存法による電子取引のデータ保存義務化の見直し

令和3年度税制改正にて措置された改正電子帳簿保存法には「電子データで受け取った請求書等の電子保存の義務化」が盛り込まれており、2年間の宥恕措置が終了する2024年1月から義務化が始まる。対応するためには、改ざん防止のため事務処理規程を定め、検索性確保のため、コストをかけてシステムを導入するか、ファイル名の変更やExcel管理等により「日付・金額・取引先」で検索できるようにする必

要がある。こうした売上に直結しない作業やコストのため、中小企業からは「紙と電子の両方で管理することを諦め、紙で受領する方に統一する」といった声も聞かれる等、義務化によってデジタルからアナログへの逆行が起こる可能性がある。

こうした中小企業の経理事務の実態を踏まえ、同法による電子取引のデータ保存義務化については、検索機能の確保に係る要件を緩和する等の見直しを行うべきである。

(2) 中小企業のバックオフィス業務のデジタル化に向けた措置の実施

日本商工会議所が 2022 年 6 月に実施した調査によれば、小規模な企業ほど帳簿作成等の経理事務を手書きで行っている割合が高く、特に売上高 1 千万円以下では 5 割弱を占めている。

帳簿の電子化は、事業者にとって経理事務の軽減はもとより、資金繰りの把握が容易になる等、経営面からもメリットが大きい。加えて、コロナ対応の融資や助成金等の申請に際し、会計ソフトを導入していたことでタイムリーに月次決算や試算表を作成・提出できたといった効果も確認された。また、電子取引 (EDI) の普及に向けても、中小企業の取引先である小規模事業者が帳簿や証憑書類を電子化していることが不可欠となる。また、行政にとっても電子帳簿・電子申告の促進は徴税コストの低減に寄与する。

令和 3 年度税制改正にて、電子帳簿等保存制度の大幅な要件緩和が行われ、小規模事業者の電子帳簿導入のためのハードルは大きく下がったが、電子帳簿のさらなる促進のため、青色申告特別控除における電子化インセンティブの拡充 (電子帳簿保存と電子申告とでそれぞれ上乗せ措置を設ける) や、中小企業のデジタル化投資を促す少額減価償却資産特例の拡充・恒久化等を講じるべきである。

(3) 電子申告・電子納税等の行政手続きのデジタル化推進

①改正電子帳簿保存法の周知・PR

バックオフィス業務のデジタル化による企業の生産性向上および記帳水準の向上等に資するため、令和 3 年度税制改正にて、税務署の事前承認の廃止やスキャナ保存の定期検査要件の廃止 (スキャン後すぐの原本破棄を認める) 等、電子帳簿保存法の大幅な要件緩和が行われたところであるが、日本商工会議所が 2022 年 6 月に実施した調査によれば、小規模な事業者ほど対応が進んでおらず、「売上高 1 千万円以下の事業者」では未だに 3 割超が「制度がよく分からない」と回答している。

中小企業における経理事務のデジタル化を促すため、同法の積極的な周知を行うべきである。

②e-Tax と eLTAX の統合等による申告・納税手続きのワンストップ化の推進

中小企業でも活用できる会計システムが普及し、電子申告に対応するシステムが増えつつある一方で、行政側においては、既存の紙媒体の手続きをそのまま電子的に置き換えていたり、単に PDF 化した申請書類のホームページ掲載だけにとどまっているケースがある。

このため、e-Tax と eLTAX の統合・連携強化を図り、国と地方の申告・納税手続き

のワンストップ化を推進すべきである。

③給与明細・源泉徴収票の電子化（電子化に向けた本人同意の廃止）

企業にテレワークが定着する中、給与明細・源泉徴収票を適切なタイミングで書面にて交付することは困難となっている。また、書面による交付は事務作業が多く、生産性向上の観点からも電子化を促進すべきである。

所得税法において、給与明細・源泉徴収票を電磁的方法により提供する場合は、給与等の支払を受ける者の承諾を得る必要があるが、一部の者が電子化に同意しない場合は紙と電子が混在することになり、業務効率化を阻害することが懸念される。このため、電子化に向けた本人同意要件については廃止すべきである。

3. 納税環境整備・納税協力負担の軽減

(1) 行政の効率化、中小企業の納税協力負担の軽減による社会全体での生産性向上

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき徴税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっている。一方で、人口減少の進展の中で、小規模な地方自治体においてはフルセットの行政サービスの提供が困難になりつつあり、行政事務の効率化が不可欠となっている。

中小企業の納税協力負担の軽減および行政の効率化による社会全体での生産性向上に向けて、以下の措置を講じるべきである。

①地方自治体の税務事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の実現

人口減少の進展に伴い、小規模な地方自治体においては、フルセットの行政サービスの提供が困難になると予想される中、近年、地方自治体では、税務事務の広域化・共同化に取り組む動きがみられるものの、その取り組みは、多くの場合、徴収事務にとどまっている。

国は、地域の中小企業の利便性向上を図る観点から、地方自治体における申告・納税事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の設置を促進すべきである。

②納税事務負担増につながる寄附金控除の年末調整対象化には反対

寄附金控除に係る手続きを年末調整の対象にすることは、企業の納税事務負担増につながり、国が取り組む納税事務負担の軽減に逆行することから、行うべきではない。寄附金控除に係る事務手続きの簡素化は、マイナンバーの活用や e-Tax の利便性向上等において検討すべきである。

③国税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・国、地方自治体に提出する法人や事業所の開業届出等をワンストップ化すること。
その際、青色申告承認申請書等についても開業届出とあわせて提出するよう促すこと

- ・「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図ること
- ・中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること
- ・税額計算に直接関係しない「法人事業概況説明書」の提出を省略可能とすること
- ・準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること
- ・法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること
- ・年末調整や源泉徴収に係る書類について、税制改正を反映した Excel 形式のテンプレートを国税庁ホームページ等に掲載すること

④地方税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること
- ・固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること
- ・法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じているため、簡素化すること

（２）納付加算税の軽減

源泉所得税の納付遅延が起これば、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、以下に掲げる対策を講じるべきである。

- ・給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月10日）の「翌月20日」への変更
- ・不納付加算税（源泉所得税の10%）の軽減

（３）個人事業主に対する青色申告のインセンティブ拡充

適正な税務申告を確保するには、正規の簿記の原則に基づいた帳簿を作成することが重要であるが、法人の青色申告率はほぼ100%である一方、個人事業者の青色申告率は6割程度にとどまっている。

このため、個人事業主の青色申告率の向上に向け、青色申告の個人事業主に対する純損失の繰越期間（3年間）を延長する等、青色申告者に対するインセンティブを拡充すべきである。

（４）租税教育と簿記・会計教育の実施

租税の意義や役割を正しく理解し、納税者意識を向上させるため、学校教育の段階から社会人に至るまでの広い年代で、租税教育を実施すべきである。

また、正しい納税のためには、簿記・会計の知識も欠かせない。若いうちから会計リテラシーを身に付けてもらうため、学校教育の段階から社会人に至るまでの広い年代で、簿記・会計教育を行うべきである。

IV. 地方創生と内需拡大を後押しする税制

1. 地方創生と内需の拡大

(1) 地域未来投資促進税制の延長・拡充

今年度末で適用期限を迎える地域未来投資促進税制は、地方都市における物流拠点集約のための大型倉庫建設や、国内拠点をマザー工場としつつ海外拠点とIoTで結ぶサプライチェーンマネジメントの構築等、地域経済を牽引する中小・中堅企業の前向きな設備投資を後押しする重要な役割を果たしている。

また現在、一部でみられている大企業製造業の国内回帰に伴い、中小・中堅企業が国内で行う設備投資についても、強力に支援することが求められている。

コロナ禍の影響が長期化している地域経済の回復に向けて、地域企業のデジタル化促進や戦略的な産業群の維持・強化等の観点を踏まえ、手続きの利便性・簡便性の向上を図りつつ、措置を延長・拡充すべきである。

(2) 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え特例の延長・拡充

都市・地域の土地・不動産ストックの有効活用により、企業の設備投資を促すとともに、国内における企業立地・産業立地の転換を円滑化させ、企業の生産性向上を図る観点から、長期保有土地等に係る事業用資産の買換え特例を延長するとともに、買換資産の土地面積要件の緩和を図る等、拡充すべきである。

(3) 都市再生促進税制および市街地再開発事業等に係る特例の延長・拡充

わが国の持続的な成長を支える都市の国際競争力・イノベーション力強化や防災性能向上を図るとともに、都市機能や住宅ストックの更新等を促すため、都市再生促進税制および既成市街地、市街地再開発事業に係る事業用資産の買換え特例を延長すべきである。

また、地域によっては、都市再生のために必要となる民間開発の規模が必ずしも大規模であるとは限らないため、都市再生促進税制の事業区域要件の緩和を図る等、拡充すべきである。

(4) 地方拠点強化税制の拡充

働き方改革の流れを受け、場所にとらわれない働き方を希望する従業員に対して、企業では人材確保のため、地方拠点における社員寮等の福利厚生施設を充実強化する動きが活発化している。

企業の地方への拠点移転・強化を支援するため、地方拠点強化税制（オフィス減税、雇用促進税制）が措置されているが、オフィス減税の対象設備は、事務所（調査企画、情報処理、研究開発、総務人事等）、研究所、研修所に限定されている。

コロナ禍によりテレワーク等の多様な働き方が定着しつつある中で、地方創生を推進する観点から、地方拠点強化税制の対象設備に福利厚生施設を追加すべきである。

(5) 社会課題解決に資するクラウドファンディングの活用促進

コロナ禍の影響により、地域のコミュニティや賑わい創出を支えてきた多くの地域商工業者が経営悪化に直面し、コロナ前の状況まで回復するに至っていない。そうした事業者を応援するため、クラウドファンディングを活用する動きが活性化しており、各地の商工会議所においても多額の支援金を募り、地域ぐるみのプロジェクトを実施する等、地域の需要喚起に資する取り組みが展開されてきた。

さらに、地域の事業者、まちづくり会社等による地域の活性化や課題解決に資するプロジェクトも多く実施されており、クラウドファンディングは社会課題解決のためのツールとして定着しつつある。

現在、寄附型クラウドファンディングにおいては、寄付金控除・寄附金特別控除を受けることができるが、プロジェクト実施者が国・地方公共団体や認定 NPO 法人である場合に限られる。地域の活性化や社会課題の解決といったプロジェクトの趣旨に着目し、寄付金控除等の対象を拡充すべきである。

(6) 飲食需要の喚起に資する交際費課税の見直し

コロナ禍の長期化により、飲食事業者等においては、個人需要のみならず、企業の事業推進に係る飲食を中心とした法人需要も回復が鈍い状況が続いており、厳しい経営環境にある。

こうした観点から、税制による後押しによって法人需要の喚起を図るため、交際費課税については一定の期間課税を停止する（全額損金算入を認める）こと等を含め、抜本的に見直すべきである。特に、客単価の引上げによる付加価値向上に向け、現状 1 人あたり 5 千円以下とされる交際費として課税されない飲食費の上限について、1 万円程度に引上げるべきである。

なお、交際費課税は元々、冗費・濫費の抑制と企業の資本蓄積のため、1954 年に導入されたものであるが、70 年近く経った現在、その導入目的は既に果たされているとの指摘もある。したがって少なくとも、政策目的として現在でも合理的か、その目的を達成する手段として適切なのかを改めて精査すべきである。

(7) 複雑で過重な自動車関係諸税の抜本的見直し

産業全体の成長・競争力強化、さらには「2050 年カーボンニュートラル (CN)」の実現や CASE の進展が社会にもたらす効果を見据え、自動車関係諸税の中長期のあるべき姿について、自動車の枠にとどまらない国民的議論・検討を進めるべきである。

その際、複雑な自動車関係諸税を簡素化するとともに、過重な負担を軽減し、CO2 排出削減に貢献する制度を目指すべきであるが、そのための第一歩として、以下を実現すべきである。

- ・自動車重量税のエコカー減税の延長・拡充
- ・自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の延長・拡充
- ・自動車税・軽自動車税の環境性能割（取得時）の廃止
- ・自動車税の月割課税（取得時）の廃止
- ・充電／充填インフラの設置に係る固定資産税の特例措置の延長・拡充

(8) 内需拡大に資する住宅関連税制の延長

①住宅の買取再販に係る不動産取得税の特例の延長

中古住宅流通・リフォーム市場の環境整備を進め、内需を喚起する観点から、住宅の買取再販に係る不動産取得税の特例措置を延長すべきである。

②サービス付き高齢者向け住宅に係る特例の延長

高齢者の充実した暮らしを実現し、内需を喚起する観点から、サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税および不動産取得税の特例措置を延長すべきである。

(9) 低未利用地等の利活用促進のための税制措置

少子高齢化・都心部への人口流出による土地所有意識の希薄化等により、全国的に増加している所有者不明土地、管理不全土地を含む低未利用地は、中心市街地・まちなかの活性化、環境悪化や災害の復旧復興事業、民間の土地取引の支障となる等、国民経済に著しい損失を生じさせており、その解決は喫緊の課題となっている。この課題に対応するために、低未利用地等の円滑な利活用を図るための仕組みの拡充のほか、適正管理を図る仕組みが必要である。

これらの仕組みが円滑に働くためには、制度に係る税制特例措置によるインセンティブの付与が必要不可欠と考えることから、以下を要望する。

①地域福利増進事業に係る特例措置の延長

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、地域住民等の福利増進に資する事業の用に供する土地および償却資産に係る固定資産税等を軽減する措置を延長すべきである。

②低未利用地の適切な利用・管理を促進するための所得税等の特例措置の延長・拡充

全国的に空き地・空き家が増加する中、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進することで、所有者不明土地の発生抑制や土地の有効活用を通じた地域活性化を図るため、個人が保有する低額の低未利用地を譲渡した場合の譲渡所得を控除する措置を延長すべきである。

また、まちづくりの観点から適切な利用が求められる低未利用地について、その流通を一層促進させるべく、特例措置の対象となる低未利用地の譲渡価額の要件等を拡充すべきである。

③まちづくり会社等による一時的な土地等取得に対する税の軽減措置の創設

中心市街地・まちなか等における低未利用地、および所有者不明土地の発生抑制・活用促進のために、まちづくり会社、ランドバンク（※）等が一時的に土地等を取得して流通させる場合の税を軽減すべきである。

※自治体や民間の専門家等による組織で、空き家等の所有者との相談体制の構築、空き家等の情報の共有・発信、土地の適正な利用・管理に向けたマッチング、土地所有者等に代わる管理等の機能を担う。1970年代からアメリカで広がりを見せていたが、2008年の金融危機後、さらに増加している。日本では2013年に

山形県鶴岡市で設立され注目を浴び、2022年の所有者不明土地法改正により、「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」として指定制度が創設された。

④空き家の発生を抑制するための特例措置の延長・拡充

全国的に空き地・空き家が増加する中、相続人が使う見込みのない空き家・敷地の流通を促進し、空き家の発生を抑制するため、被相続人が居住していた家屋および敷地（空き家）を相続した相続人が、空き家を売却した際の譲渡所得から3,000万円を特別控除できる特例措置を延長すべきである。

現行制度では、空き家を譲渡前に耐震改修・除却した場合に対象が限定されているが、売主に譲渡前の工事を求めることがハードルとなり、売主の売却意欲を阻害している。売主の売却意欲を喚起し、流通促進につなげることで、空き家の発生が抑制されることから、譲渡後に耐震改修・除却が行われる場合であっても特例措置の適用対象とすべきである。

また、中心市街地・まちなかの経済活性化の観点から、一定エリアにおける家屋等の譲渡所得に対する特別控除の拡充（控除上限の引上げ、駐車場や店舗部分も控除対象とする等）を行うべきである。

⑤空き地や空き店舗等の「商業放棄地」を利活用した者に対する税制優遇措置の創設

都市計画法上の商業地域や近隣商業地域、認定中心市街地または都市機能誘導区域等の商業機能が集積している地区において、一定期間内（10年間程度）に、空き地や空き店舗等の「商業放棄地」（※）を利活用した所有者に対し、譲渡所得課税、不動産取得税、固定資産税の減免等の税制上の軽減措置を講じるべきである。

※商業地区において所有者等が不明である、または所有者がその土地等の利活用を放棄している土地等の総称

(10) 不動産特定共同事業等に係る税制措置の延長

地域活性化の拠点として、古民家や空き店舗等の利活用を促進することが一層重要となることから、「不動産特定共同事業」等を活用した不動産に係る登録免許税および不動産取得税の軽減措置を延長すべきである。

(11) 土地譲渡益重課制度の課税停止の延長

土地の譲渡益への重課は、土地と土地以外の資産との間の税負担のバランスを歪め、企業等の保有する土地を市場に供給することに対してのディスインセンティブとなる。土地取引の活性化・有効利用を促進する観点から、土地譲渡益重課制度の停止措置を延長すべきである。

(12) 優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減措置の延長

良好な環境を備えた住宅・宅地の開発事業に要する期間の短期化、事業のコストやリスクの軽減、低未利用地の活用促進を図る観点から、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置を延長すべきである。

(13) まちづくり会社等の活動基盤の強化に資する税制措置の創設

地域経済を活性化させるためには、まちなか・中心市街地の不動産を地域資源と捉え、公民共創による積極的な活用策を進める必要がある。こうしたまちづくりの理念を共有・具現化する組織として、空き店舗等の低未利用地の活用や集客イベント等の事業実施のみならず、土地・建物の所有者との連絡調整等を行うまちづくり会社等の活動基盤強化が不可欠である。特定民間中心市街地経済活力向上事業計画、立地適正化計画および都市再生整備計画等に基づく事業、空き地・空き店舗の利活用事業を実施するまちづくり会社等に対する不動産取得税や登録免許税等の減免を図るとともに、まちづくり会社等の事業理念に共感し出資する法人や個人に対する法人税・所得税の減免措置を創設すべきである。

(14) まちづくりに資する不動産税制の延長

- ・土地の売買等に係る登録免許税の特例措置の延長
- ・土地・住宅用建物に係る不動産取得税の延長
- ・Jリート等の不動産取得税および登録免許税の特例の延長・拡充

(15) 不動産流通課税の見直し・多重課税の排除

平成 16 年度税制改正にて、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止されたが、含み損を有する不動産の売却を滞らせ、不動産の流通に多大な弊害をもたらしていることから、土地建物等の譲渡所得と他の所得との通算措置を復活させるべきである。

また、不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、不動産取得税の廃止、登録免許税の手数料化、印紙税の廃止、不動産所得に係る土地取得のための借入金利子の損益通算制限の廃止等、不動産流通課税を抜本的に見直すことが必要である。

(16) 地域企業主導による PFI 事業の推進に向けた固定資産税等の特例措置の拡充

地域ならではの暮らし方を実践し、地域経済循環が拡大していく「ローカルファースト」なまちをつくるためには、地域の民間主体の発意に基づき、公民が共創して空間を活用していく取り組みが有効である。公有地においては、住民のニーズをよく知る地域企業が主導し、様々な主体と連携して民間の資金・ノウハウを活用する PPP/PFI を推進することが鍵となる。

こうした PFI 事業を推進するため、BOT 方式（※）で整備される施設等の固定資産税等を非課税とするとともに、利用料金等を収受して運営される施設等もその対象に追加すべきである。

※Build Operate and Transfer、民間事業者が施設の建設・運営・維持管理を行い事業終了後に行政へ施設所有権を移転する方式

(17) まちづくりの重要な担い手である芸術文化施設等に対する税負担の軽減措置の創設

民間が所有する芸術文化施設（美術館、博物館、音楽ホール等）やスポーツ施設は、まちづくりや観光の重要な担い手であるが、コロナ禍によるイベント自粛や入場数制限等の制約が長期化し、経営再建に向けた取り組みを進めるものの、集客数が戻らず、

依然として厳しい経営状況が続いている。民間が所有する文化施設の事業継続を支援し、地域の賑わい創出を後押しするため、固定資産税・都市計画税の軽減措置を講じるべきである。

(18) 商店街振興組合の基盤強化に資する支援措置の検討

商店街振興組合が実施する、アーケードや街路灯等の設置・管理に係る環境整備事業は、地域住民の利便性向上やまちの安心・安全の確保等に資する公共的な取り組みである。多くの商店街振興組合の構成員は、大多数が小規模事業者・個人事業者であり、その財務基盤は脆弱であることから、環境整備事業のための積立金を損金算入可能とする等、行政からの支援措置の検討が必要である。

(19) 地域活性化に資する寄附金の損金算入限度額の拡充

企業は、自社の事業や雇用のみならず、町内会や地域の様々な行事等への参加を通じて、住民とともに地域コミュニティに貢献している。民間による地域振興の取り組みを後押しするため、地域活性化に資する寄附金については損金算入限度額を拡充すべきである。

(20) 地域公益に資する事業を実施する商工会議所等への寄附等の全額損金算入の実現

大規模な地震や水害等による災害が発生した際、商工会議所は、被災事業者の事業再開に向けた経営指導員の応援派遣、販路回復のための商談会の開催、義援金の募集等、全国 515 商工会議所のネットワークを生かし、被災地の復旧・復興支援に取り組んでいる。また、コロナ禍においては、行政からの要請を受け、困窮する中小企業等を対象に、各地域で感染防止と社会経済活動の両立に向けたワクチンの共同接種を実施してきた。

東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組みにおいては、商工会議所が実施する復旧・復興事業に係る寄附金は指定寄附金とされ、地域の実情に即した復旧・復興に極めて効果的に活用されている。新しい資本主義の実現に向けて、公的役割を目的とする新たな法人形態（ベネフィットコーポレーション）が議論されているが、今後も大規模な災害や感染症の発生が予測される中で、商工会議所法に基づき、「社会一般の福祉の増進」を活動目的として設立されている商工会議所が実施する地域経済社会の復旧・復興、市民生活の向上に資する公益目的事業に対する寄附金は、全額損金算入とすべきである。

また、地方創生を担う地域の中核的な組織として、医療や航空機産業等、新たな産業育成のための組織運営主体を商工会議所が担うケースが増加している。そうした地方創生に資する組織運営に対する寄附金についても、一定の要件の下で、全額損金算入できるように指定寄附金制度等の要件緩和を図るべきである。

2. 防災・減災への対応

(1) 中小企業防災・減災投資促進税制の延長・拡充

地震・豪雨・津波・火山噴火等、自然災害が激甚化・頻発化する中、企業において

BCP（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に備えることが不可欠となっている。中小企業防災・減災投資促進税制は、こうした災害時における中小企業のBCP促進に資することから、今年度末で期限を迎える適用期限は延長すべきである。

また、令和3年度税制改正にて、発災時の停電対策として無停電電源装置が追加されたが、電力復旧まで長期間にわたる場合、同装置ではバックアップが困難であるため、蓄電池を同税制の対象設備に追加すべきである。加えて、飛散したガラスによる2次災害リスクを軽減するために、飛散防止フィルム等を同税制の対象設備に追加すべきである。

さらに、豪雨によって大規模水害を発生させないようにするためには、河川や下水道に大量の雨水が流入しないように、雨水浸透柵や雨水貯留施設を設置することが効果的である。このため、雨水浸透柵や雨水貯留施設等を同税制の対象設備に追加し、企業による設置を推進すべきである。

あわせて、申請に必要となる事業継続力強化計画等の作成に対する支援体制を強化すべきである。

（2）災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長・拡充

地震や津波、豪雨、洪水等の発生リスクに応じた防災・災害対策をさらに推進するためには、地域全体における取り組みが求められていることから、都市計画法および都市再生特別措置法が改正され、災害ハザードエリアにおける開発抑制や移転促進が図られている。こうした施策の実効性を高めるため令和3年度税制改正にて創設された災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置について、確実に延長すべきである。

あわせて、自治体の防災計画を踏まえた企業の防災・減災対策に対し、設備投資減税や固定資産税の減免等を講じることも検討すべきである。

（3）防災・減災対策を促す税制措置の創設

中小企業の防災・減災対策を促すとともに、サプライチェーン全体での共存共栄関係を構築する観点から、大企業によるサプライチェーンを構成する中小企業へのBCP策定等の防災・減災対策支援に対し、税制上のインセンティブを付与すべきである。

あわせて、自治体の防災計画を踏まえた企業の防災・減災対策に対し、設備投資減税や固定資産税の減免等を講じることも検討すべきである。

V. 円滑な事業承継の実現に資する税制

1. 事業承継税制の見直し

価値ある事業を次世代に引き継ぐため、平成30年度税制改正で抜本的に拡充された事業承継税制（特例措置）は、利用した中小企業の円滑な事業承継に大きく寄与しており、わが国の事業承継を永続的かつ強力に進めるためには、2027年12月の期限到来後の恒久化（一般措置と特例措置の統合等を含む）が必要不可欠である。一方で、「時限措置であり自社の事業承継時期と合わない」「書類作成にかかる事務負担が大きい」「後継者

要件等が厳しすぎる」「書類提出の不備等で納税猶予が取り消される可能性があるため不安」といった中小企業や税理士等の専門家からの声も寄せられており、これらを解決するための以下の見直しが急務である。

(1) 書類の一本化・書類の提出先のワンストップ化

5年間の事業承継期間においては、都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書をそれぞれ作成・提出しなければならず、利用者にとって事務負担が増加するだけでなく、提出忘れによる猶予の取り消し等といったリスクも指摘されている。このため、提出書類の一本化や提出先のワンストップ化を行い、利用者の利便性向上を図るべきである。

(2) 制度適用対象の拡大

①外国子会社株式の対象化

グローバル競争の激化や人口減少による国内需要の縮小等を背景に、中小企業においても海外需要の獲得を目的とした海外直接投資が増加しているが、現行の事業承継税制では、外国子会社株式は納税猶予額の算定基礎から除外される。中小企業の積極的な海外展開を阻害する恐れがあることから、納税猶予額の算定基礎となる適用対象株式を拡大し、外国子会社株式を対象とすべきである。

②経営承継円滑化法における雇用維持要件の撤廃

平成30年度税制改正にて事業承継税制の適用を受けた中小企業に対する雇用確保要件が弾力化されたことから、経営承継円滑化法においても、贈与の日から贈与認定申請基準日までの雇用維持要件および相続認定申請基準日における雇用要件も撤廃すべきである。

(3) 制度適用後の不安解消

①書類提出の不備等に対する宥恕規定（※）の明確化

書類提出の不備等により、納税猶予を利用できないことのないよう、提出書類についての宥恕規定の運用を明確化すべきである。

※特例要件（課税軽減措置）に必要な書類に不備があったとしても、その不備にやむを得ない事情があると税務署長が認めた時に、特例措置を認める規定

②一般措置利用者に対する特例措置への切り替え容認

一般事業承継税制による贈与税の納税猶予の適用者が、相続税の納税猶予へ切り替える場合、猶予割合（贈与税：100%、相続税：80%）の差分は、相続税負担が発生する。

早期かつ計画的な事業承継を促進するという制度の趣旨を踏まえ、一般事業承継税制を利用し、贈与税の納税猶予の適用を受けた者に、相続税負担が発生することのないよう、相続切り替え時に特例事業承継税制の適用を認めるべきである。

③みなし相続時における後継者に係る代表権要件等の撤廃

贈与税の納税猶予における経営贈与承継期間内（原則として贈与税納税猶予適用後5年間）は、後継者要件として「後継者が会社の代表権を有すること（代表権要件）」「後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権を保有すること（同族過半数要件）」「後継者の有する議決権が後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有すること（同族内筆頭株主要件）」が定められているが、経営贈与承継期間の経過後はこれらの要件によらず、引き続き納税が猶予されることとなっている。

一方で、贈与税の納税猶予適用後に先代経営者（贈与者）が死亡した場合、相続税の納税猶予を適用（みなし相続）する際の後継者要件として、贈与税の納税猶予における経営贈与承継期間内と同様の要件が再度課されることとなる。

経営贈与承継期間の経過後、次世代経営者を育成するため、代表権を次の後継者に譲っていたり、あるいは同族関係者内における相続の発生等により株主構成割合が変わっていたりする可能性があるが、事業承継税制の趣旨が「中小企業の事業の継続による雇用の確保を通じた、地域経済の活力維持」であることを勘案すると、贈与税納税猶予適用後5年経過後においても事業が継続されていれば、その趣旨は達成されており、安定的な事業継続の基盤も確立されている。また課税の公平性の観点からも、事業承継税制の適用を受けた非上場株式の保有を続けていることから、特段の問題は生じないものと考えられる。

このため、贈与税納税猶予適用後5年経過後に相続が発生した場合において、後継者が相続税の納税猶予制度を適用（みなし相続）する際の後継者要件（代表権要件、同族過半数要件、同族筆頭株主要件）は撤廃すべきである。

④納税猶予適用後5年間における同族過半数要件および同族内筆頭株主要件の撤廃

贈与税および相続税の納税猶予における経営贈与承継期間内および経営承継期間内（原則として納税猶予適用後5年間）は、後継者要件として「後継者が会社の代表権を有すること（代表権要件）」「後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権を保有すること（同族過半数要件）」「後継者の有する議決権が後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権を保有すること（同族内筆頭株主要件）」が定められている。

代表権要件は後継者の意思により要件を満たすことが可能であるが、同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、後継者の意図しないところで要件を満たせなくなる可能性を排除できない。後継者の意思だけでは維持できない同族過半数要件および同族内筆頭株主要件は、納税猶予適用後5年間における納税猶予の取り消し事由から撤廃すべきである。

⑤建物を売却して買換える場合等に引き続き認定承継会社として扱うこと

平成31年度税制改正にて、特例措置・一般措置のいずれも「一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日から6月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税

猶予の取消事由に該当しないものとする」との措置がなされた。

事業所等の建物を売却して買換える場合等は、売却してから買換えるまでの期間で資産保有型会社に該当する可能性があり、6月以内での完了は難しいことから、特定資産の買換えの圧縮記帳が認められている期間については、上記の様な事情で資産保有型会社に該当した場合であっても、引き続き認定承継会社として扱うことを認めるべきである。

⑥資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすること

資産管理型会社は、従業員数が一時でも5名を切ると取消・確定事由に該当し、特に小規模な企業にとっては大変厳しい要件となっていることから、資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすべきである。

(4) 事業承継税制のさらなる周知・PR

事業承継税制の普及・促進に向けて、経営者のみならず、中小企業を支援する金融機関、士業等に対する広報活動の一層の強化が必要である。

2. 事業承継の円滑化に資する税制

(1) 贈与税の暦年課税制度と相続時精算課税制度のあり方の見直し

令和4年度与党税制改正大綱に「資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築していくことが重要」「資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める」等と記載されており、今後、贈与税の暦年課税制度と相続時精算課税制度のあり方の見直しが行われる見込みである。

一方、わが国の国税総税収に占める相続税・贈与税収の割合は約4%、相続税の課税件数割合は約8%を占め、米国や英国等の諸外国と比較するといずれも高水準であり、非上場株式や事業用資産を後継者へ譲渡する際の相続税・贈与税の負担が重く、円滑な事業承継を阻害する一因となっている。

円滑な事業承継の促進に加え、消費の喚起とそれによる経済の活性化を図るためにも、まずは若年世代への早期の資産移転を後押しすることが最重要であり、その観点から、贈与税の暦年課税制度と相続時精算課税制度は、以下のとおり見直すべきである。

①贈与税の暦年課税制度の維持・見直し

贈与税の暦年課税制度は、若年世代への早期の資産移転を促すことで、事業を承継する者に対して早くから経営者としての自覚を醸成し、経営者としての能力を育成するため、多くの中小企業で長らく活用されてきた制度である。中小企業が事業承継を行う方策の選択肢を確保する観点からも、同制度は維持すべきである。

あわせて、贈与税の基礎控除額(年110万円)の引上げ、最高税率の引下げおよび累進度の緩和等の見直しを図るべきである。

②相続時精算課税制度の見直し

平成 15 年度税制改正で創設された相続時精算課税制度は、近年、活用件数および贈与財産額が大きく落ち込んでいる。同制度の活用を促進すべく、贈与後の価格下落に伴う課税上のリスクへの配慮（災害等の納税者の責めに帰すことができない事由により著しく資産価額が下落した場合に、当該財産の相続時の時価により精算課税を行う等）、本制度の適用を受けて取得した宅地等に係る小規模宅地等の特例の適用、少額の贈与を相続時の精算課税の対象から除外（少額贈与の申告不要）、および贈与者・受贈者の年齢制限緩和等の見直しを図るべきである。

（２） 経営承継円滑化法における民法特例（遺留分の特例）の適用対象範囲の見直し

特例事業承継税制は、被相続人および相続人ともに適用対象が大幅に拡充され、代表者以外の者も対象とされたが、民法特例（遺留分の特例）については、旧代表者および後継者 1 人に限定されたままである。

特例事業承継税制の適用対象拡大を踏まえ、民法特例の旧代表者および後継者要件についても見直しを検討すべきである。

（３） 相続時精算課税制度を利用した者に対する特例事業承継税制の適用

現在、相続時精算課税制度の利用者は、先代の相続開始時に特例事業承継税制を適用することができない。事業承継税制創設時においては、経過措置により相続時精算課税制度適用者も適用できるようにされたことから、特例措置においても同様の措置を設け、相続時精算課税制度の利用者における特例事業承継税制の利用を認めるべきである。

（４） 信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化

事業承継の選択肢を増やす観点から、株式の信託を活用した場合について、納税猶予制度の適用を認めるべきである。

（５） 経営者個人が保有する事業用資産の会社への売却に係る税負担の軽減

事業承継を契機に、経営者個人が会社に貸付けている土地や建物を会社に売却するケースが多いが、「経営者保証に関するガイドライン」で求める「法人与経営者との関係の明確な区分・分離」に資することから、売却時に発生する登録免許税、不動産取得税、譲渡所得税の負担軽減を図るべきである。

（６） 担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し

所有と経営が一体である中小企業は、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては大きな制約を受けている。

法人経営のために担保提供した個人資産は、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設（減額は担保に入っている借入金の総額を上限）等、相続税の評価方法の見直しを検討すべきである。

(7) 分散株式の集中化のための税制措置等

商法上、株式会社の発起人が7人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。これらの株式を経営者が取得する場合、当該非上場株式が高く評価され、買い戻しが極めて困難となっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面価額で譲渡している場合や、株主の相続等で株式が分散している場合にも同様の問題が生じている。

分散した株式の集中化を図る場合に、特例的評価方式（配当還元方式）での買取りを認めるとともに、発行会社が自社株式を買い取る場合の譲渡株主（個人）のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へののみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある。

また、同族株主判定の際に基準となる「6親等内の血族（はとこ）、3親等内の姻族（配偶者の甥・姪）」は、親族関係が希薄化した現在では同族に馴染まない。

会社経営に関与していない株主であっても、同族株主に該当するがために株式の相続税評価が高額となり、当該株主に係る相続税の負担が重くなるほか、これら株主から発行会社やその経営陣が高額な相続税評価額による株式の買取りを請求される等のトラブル事例も見受けられるため、早急にその範囲を「配偶者および3親等内の親族」に縮小すべきである。

(8) 取引相場のない株式の評価方法の抜本的見直し

継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在している中小企業にとって、成長に必要な安定的な経営基盤を次世代へ承継することが必要不可欠である。しかし、現行の取引相場のない株式の評価方法は、事業を継続し、企業価値を高めるほど、自社の株式評価が上昇することで、相続税負担が増加する等、円滑な事業承継の大きな阻害要因となっている。

非上場株式の財産価値は、主に議決権、配当期待権、残余財産分配権が付与されていると考えられるが、事業継続を前提とする中小企業の経営者にとって、自社株式の価値は、議決権と配当期待権以外に無く、会社の清算時に初めて生じる残余財産分配権の価値は極めて低い。また、議決権は、独立して取引の対象となる財産ではないため、財産的価値は無いと考えられている。

このため、取引相場のない株式の評価方法は、財産評価基本通達で原則的な評価方法とされている純資産価額方式のような企業の清算を前提とした評価方法に替えて、配当還元方式の適用を拡大する等、抜本的に見直すべきである。

その際、経営者が配当額を恣意的に決めることのないよう、利益の一定額等を「配当とみなす金額」とする等、評価の適正化の観点も求められる。

(9) 純資産価額方式における株式評価の改善

取引相場のない株式の評価方法の抜本的見直しを行うまでの間、純資産価額方式における株式の評価について、以下に掲げる措置を認めるべきである。

- ・都市部を中心とした地価高騰によって、評価会社の業績に関わらず、資産の時価評価が上昇し、株価が想定外に高く評価されることで、中小企業の円滑な事業承

継を阻害している。中小企業の株式評価額の安定化を図る観点から、個人所有の小規模宅地と同様に、会社保有の土地についても評価減を認めるべき

- ・純資産価額の計算上、企業会計上の貸借対照表を前提にしていることから、負債の範囲には、少なくとも、退職給与引当金、賞与引当金を含めるべき
- ・評価会社が所有する上場株式の評価については、課税時期前3カ月間の株価変動は斟酌されているが、課税時期後の株価変動が斟酌されていないのは不合理であり、課税時期の前後3カ月間（あるいは5カ月間）の株価変動を斟酌すべき
- ・土地保有特定会社および株式保有特定会社の株式の評価方法については、地域雇用を支える中小企業の事業承継の促進のため、類似業種比準方式も認める等、評価方法の見直しを検討すべき
- ・コロナ禍における評価会社の業績悪化等の後発事象を反映させるよう、純資産価額の算式に特例措置を導入すべき

(10) 現物出資等受入れ評価差額に係る規定の撤廃

非上場株式における相続税評価額は原則、会社規模に応じ、類似業種比準価額、純資産価額を組み合わせることで算定することとなっている。

このうち、純資産価額については、財産評価基本通達185において、「同通達に従って課税時期の各資産を評価した価額の合計額」から「課税時期の負債合計額」および「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」を控除して計算することとされている。

一方、現行の組織再編税制では、税制適格要件を満たせば簿価、非適格の場合は時価によって資産または株式を移転することとされており、承継資産の引き継ぎ価額が強制的に規定されるため、財産評価基本通達186-2(2)(以下、評価差額規定)に記載のある「著しく低い価額で受け入れた資産又は株式」という概念は生じえない。

以上のことから、組織再編税制が整備された後、本規定は実質的に発動しないものと解されていたが、令和3年の通達改正(令3課評2-43外)に伴い、評価差額規定が現存していることが明らかとなった。

中小企業においては、事業承継に伴う非上場株式の移転に際し、関係会社が複数存在するため、事前に資本関係を整理することがあるが、適格組織再編成を行った場合、評価差額規定によって非上場株式の株価が上昇する可能性があり、円滑な事業承継の阻害要因となる。

組織再編税制の導入により、資産または株式を恣意的な価額で受け入れることができなくなっている実態を鑑み、評価差額規定は撤廃すべきである。

VI. 中小企業の活力強化と経営基盤強化を後押しする税制

1. 中小企業の活力強化と経営基盤強化

(1) 欠損金の繰戻し還付の対象期間の拡充

コロナ禍からの売上回復が遅れる中、事業継続のための借入等に係る返済をはじめ、資金繰りに苦しむ中小企業は未だ多い。資金繰り支援として有効な繰戻し還付制度は、

現状、1事業年度しか遡ることができず、コロナ禍の影響が小さい2019年度は既に3年度前であり不十分との声がある。

他方、新型コロナの影響による損失が災害損失欠損金の繰戻し還付制度の対象とされており、同制度の対象期間は2事業年度となっているが、対象となる損失が飲食業者等の食材の廃棄損や施設・備品等を消毒するために支出した費用等に限定され、対象とならないケースが多い。

このため、中小企業に対する抜本的な資金繰り支援として、青色欠損金の繰戻し還付の対象期間を複数年度に拡充すべきである。

(2) 地方税における繰戻し還付制度の創設

コロナ禍からの売上回復が遅れる中、事業継続のための借入等に係る返済をはじめ、資金繰りに苦しむ中小企業は未だ多いことから、中小企業に対する抜本的な資金繰り支援として、地方税（事業税・法人住民税）における繰戻し還付制度を新たに創設すべきである。

(3) 賞与引当金、退職給与引当金の損金算入制度の復活

賞与引当金、退職給与引当金については、給与規程や退職金規程等に明確に定められている場合、企業は従業員に対して債務を負っていると考えられており、「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」等、企業会計において計上が求められていることから、法人税上も損金計上を認めるべきである。

(4) 中小企業向け租税特別措置の適用制限の見直し

平成29年度税制改正にて、中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得（過去3年平均）が15億円以下であることが追加された。しかしながら、急激な経営環境の変化に伴い計上する不動産売却益や債務免除益等のように、経常的な所得以外の特別損益によって、租税特別措置が適用されなくなる事態が想定される。

このため、中小企業向け租税特別措置の適用要件である課税所得の計算対象から特別損益を除外する等の見直しが必要である。

(5) 中小企業の国際化支援に資する税制措置

① 中小企業における外国子会社からの受取配当金の全額益金不算入の実現

平成21年度税制改正にて、海外展開による利益の国内への還流を促進するため、外国子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、外国子会社投資関連費用として5%分が相殺され95%が益金不算入となっている。中小企業の海外展開をより一層促進する観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

② 租税条約の締結・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直し

成長著しい中国やインド等を中心とした各国との租税条約の改定等を順次行い、

現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。また、中国やインド等で発生している不透明な PE 課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うべきである。

③外国税額控除の抜本的な見直し

外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間については、現行の3年から米国並みの10年に延長すべきである。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすべきである。

④海外投資リスクを軽減する税制措置

国際的な資源獲得競争が激化する中、資源・エネルギーの安定供給に向けたわが国企業による探鉱・開発促進の観点から、海外投資等損失準備金の拡充を図るべきである。

また、中小企業の海外展開が進む一方で、販売不振や現地の商慣行の違い等に直面し、海外からの撤退を余儀なくされる企業は少なくない。中小企業の海外投資リスクを軽減する観点から、海外からの撤退費用を税額控除できる制度を創設すべきである。

あわせて、外国子会社への出向社員の人件費を親会社が負担している場合、外国子会社の経営基盤の早期安定化の観点から、設立後少なくとも1年間は、その負担分を海外寄附金の対象から除外し、全額損金算入を認めるべきである。

⑤国際的な法人税の見直しへの対応

経済のグローバル化およびデジタル化の進展に伴う国際的な租税回避行為への対抗措置として、国際的な法人税の見直しが協議され、2021年10月、OECD加盟国を含む136カ国・地域は新たな法人課税ルールに最終合意した。今後、国内での法制化に向けた議論に際しては、海外展開に活路を見出そうとする中小企業等に影響が及ばないように十分に配慮すべきである。

(6) 研究開発型スタートアップの支援に資するパテント・ボックス税制の創設

中小企業の知的財産権の国内保有の推進や、創薬等の研究開発型スタートアップを支援する観点から、パテント・ボックス税制（知的財産権に起因する収益に対する軽減税率の適用）を創設すべきである。

(7) 私的年金の普及・拡大

①企業年金の積立金にかかる特別法人税の撤廃

企業年金積立金に対する特別法人税は、企業年金の持続性・健全性を著しく損ない、とりわけ中小企業に対する企業年金の普及・拡大という目指すべき政策の方向性に反するものであり、また「拠出時、運用時は非課税、給付時に課税」という年

金税制の原則に反していることから撤廃すべきである。

②企業型確定拠出年金における拠出限度額の引上げ

高齢化が進展する中、老後の生活保障をより充実させる企業年金の果たす役割はますます重要となっているが、企業型確定拠出年金における現状の拠出限度額（月額 5.5 万円）では、企業や従業員のニーズに応じた多様な退職給付制度を設計することが困難となっている。このため、同年金における拠出限度額の引上げを行うべきである。

③企業型確定拠出年金におけるマッチング拠出の自由化

企業型確定拠出年金のマッチング拠出において、従業員は、事業主掛金を超える金額を拠出できないため、拠出枠を十分に活用できず、従業員の自助努力による資産形成の取り組みが阻害されている。このため、マッチング拠出における加入者拠出金の限度額規制を撤廃すべきである。

④iDeCo および iDeCo プラスの拠出限度額の引上げ

iDeCo（個人型確定拠出年金）および iDeCo プラス（中小事業主掛金納付制度）における拠出限度額は月額 2.3 万円となっており、企業型確定拠出年金の拠出限度額と比較して見劣りしている。

とりわけ iDeCo プラスは、これまで企業年金を導入することが難しかった中小企業にとって、低コストで自社の福利厚生の実現を図ることができる優れた制度であることから、これらの制度における拠出限度額について、少なくとも企業型確定拠出年金の拠出限度額と同額とし、同制度の普及・拡大を通じて従業員の資産形成を後押しすべきである。

（8）研修旅行や従業員レクリエーション旅行の非課税要件の緩和

企業が実施する研修旅行や従業員レクリエーション旅行の費用を非課税（福利厚生費として支出し、従業員は給与として課税されない）とするには「参加人数が全体の 50%以上」等の要件を満たす必要があるが、感染防止の観点から複数回に分けての開催や、子育て世代の従業員やパート・アルバイトの参加率が低迷する中での開催を計画する企業にとってはこの要件が大変厳しく、実施の障害となっている。従業員の人材育成や従業員同士のコミュニケーション活性化の取り組みを推進する観点から、同要件は緩和すべきである。またこれにより、コロナ禍の長期化により厳しい経営状況に置かれているホテル・旅館にとって、法人利用の増加につながることも期待できる。

2. 消費税制度の見直し

（1）軽減税率制度は将来的にはゼロベースで見直すべき

商工会議所はかねてから、軽減税率制度は社会保障財源を毀損することや、中小企業に過度な事務負担を強いることから導入すべきではなく、単一税率を維持すべきであり、

また、低所得者対策は、真に必要な者に対して、所得に応じたきめ細かな給付措置で対応すべきと主張してきた。軽減税率制度は2019年10月に導入されたが、事業者や税理士等からは依然として単一税率に戻すべきとの声が根強くあがっている。

こうしたことを踏まえ、軽減税率制度は将来的にはゼロベースで見直すべきである。

なお、必要な低所得者対策は、マイナンバーの利活用による給付措置により行うべきであり、対象品目の拡大等によってこれ以上制度を複雑化すべきではない。

(2) 消費税の滞納防止、事業者の経理事務負担の軽減措置

- ・任意の中間申告制度について税理士・事業者への周知徹底を図るほか、直前課税期間の年税額の多寡によらず、中間納付額や納付回数を任意に設定できる新たな分割前納制度の創設による消費税の滞納防止
- ・「収益認識に関する会計基準」導入に伴い生じる、法人税の収益認識と消費税の課税売上上の処理の差異の解消

(3) 消費税の非課税取引における事業者負担の軽減措置

福祉車両販売や住宅貸付等の仕入税額控除ができない非課税取引については価格転嫁が困難であるため、損税が発生している。また、経営資源が乏しい中小企業者にとっては多大な経理事務負担の増加につながっている。円滑な価格転嫁を実現するため、全額仕入税額控除できる課税売上割合の下限を引き下げる等、事業者負担の軽減措置が必要である。

(4) 免税手続きカウンターにおける特定商業施設要件の緩和

免税手続きカウンターにおける特定商業施設は、消費税法施行令第18条の2において商店街振興組合や中小企業等協同組合の当該地区等に限定されているが、中小企業庁の調査（商店街実態調査報告書）によると約7割が任意団体であり、多くの商店街が対象外となっている。そこで、商店街振興組合や中小企業協同組合と同程度の事項が定款に定められている任意団体を対象にする等、要件を緩和すべきである。

3. 事業再生・再編の後押し

(1) 協議会関与の下での事業再生等の私的整理が無税償却の対象となることの明確化

コロナ禍の影響で過剰債務を抱えた中小企業の事業再生の本格化に備え、法的整理よりも事業価値の毀損度合いが少ない私的整理の取り組みを推進していくことが求められる。「中小企業活性化協議会事業実施基本要領」（以下、基本要領とする）および「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合、無税償却の対象となる合理的な再建計画に該当する旨を、法人税基本通達に明記すべきである。

(2) 企業再生税制における適用要件の拡大

再生企業が合理的な再生計画に基づき金融機関等から受けた債権放棄により生じた債

務免除益について一定の私的整理により事業再生が図られた場合、一定の資産の評価損益および期限切れ欠損金の優先控除の利用ができる企業再生税制において、「2以上の金融機関が債務免除すること」が適用要件の一つとなっており、私的整理を進めるうえの障害となっている。このため、合理的な再建計画に基づき単一の金融機関が債権放棄をする場合であっても企業再生税制の適用が認められるよう、要件を拡大すべきである。

(3) 資産の評価損益の計上要件の緩和

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、外部専門家によって一定の評価基準に従った資産評価が実施されることのみを要件として、資産の評価損益について損金算入または益金算入ができるようにすべきである。

(4) 経営者の私財提供に係る特例の要件等の緩和

「基本要領」等の一般に公表された債務処理手続きの準則に則り作成された合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業用資産の私財提供については、2013年4月1日から2025年3月31日までの間、一定の要件の下で譲渡所得を非課税としているが、2009年12月4日から2016年3月31日までの間に条件変更が行われていることの要件を廃止し、かつ、「保証人となっている取締役等（取締役、業務執行社員、株主およびこれらの親族）」を対象を拡大したうえで、この規定を恒久化すべきである。

(5) サービサーによる債権の買取りに係る債務免除益の繰延べ

「基本要領」に定める手続きに従って債務者企業がサービサー等の一定の金融機関から債権を買い取る再生計画が策定される場合には、買取りの際に発生する債務免除益について再生計画期間中は課税を繰延べ、再生計画期間後5年間等、一定期間で均等額以上を益金に算入する等の措置を講ずべきである。

(6) 青色繰越欠損金の繰越期限の停止、期限切れ青色繰越欠損金の損金算入

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点における青色繰越欠損金について、再生計画期間中は繰越期限にかかわらず損金算入ができるものとすべきである。また、再生計画合意日以前の一定の期間内に繰越期限が経過した青色繰越欠損金について、再生計画期間中は損金算入ができるものとすべきである。

(7) 保証債務を履行するために土地建物等を譲渡した場合の特例の柔軟な運用

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合に、当該再生計画内に経営者等の所有する土地建物等を譲渡し、再生企業の借入金の弁済に充てることが明記されており、かつ、再生計画期間中に譲渡および借入金の弁済が実行された場合には、当該譲渡に係る所得がなかったものとすべきである。

(8) 再生計画に基づき新規取得した固定資産に係る固定資産税の軽減

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点で所有する固定資産および再生計画に基づいて新規取得した固定資産について、一定期間、固定資産税の負担軽減を図り、早期再生を後押しすべきである。

(9) 経営者保証に関するガイドラインによる一体型整理の場合の無資力判定の明確化

「中小企業活性化協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」により、主たる債務と保証債務の一体整理を行っている場合は、保証人は資力を喪失して債務を弁済することが困難である。こうしたケースにおいては、再生計画合意後1年以内に保証債務の整理計画合意を受けることを要件として、所得税法第9条（非課税所得）第1項第10号を適用可能とするとともに、無資力判定に係る要件を明確化して、予見可能性を高めるべきである。

(10) 事業承継・事業再生一体型計画の場合の特例措置の創設

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合において、再生企業に事業承継が必要であり、かつ、事業承継・引継ぎ支援センター等の非営利機関によって選定されたスポンサー企業により事業承継が行われることを含む再生計画のときは、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、繰越期限が経過した青色繰越欠損金について損金算入ができる特例措置を講じるべきである。

(11) 計画期間中の納付税額の軽減および延滞税の免除

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合において、再生企業が滞納租税を再生計画に基づいて分割納付するときは、再生企業の納税の猶予または換価の猶予の適用について、当初の猶予期間とあわせて2年を超える猶予期間の延長を認めるべきである。また、計画期間中は担保の提供を要せずに納付税額を軽減し、かつ延滞税を免除することにより、再生企業の資力の回復を促進し、早期再生を支援すべきである。

(12) 特別清算による債権の切り捨てに係る貸倒損失の損金算入

「基本要領」に定める手続きに従って第二会社方式による再生計画が策定された場合において、個別和解型の特別清算により旧会社を清算するときは、特別清算で切り捨てられる金銭債権については、協定型の特別清算に係る債務免除と同様に、法人税基本通達9-6-1(2)に該当する貸し倒れの事実が生じたものとして、貸倒損失による損金算入を認めるべきである。

Ⅶ. 多様な働き方と子育て世代への支援拡充に資する税制等

(1) 第3号被保険者制度の抜本的見直し

年金をはじめとする現在の社会保障制度は、終身雇用や年功序列といったいわゆる日本型雇用と、男性が世帯主で専業主婦の妻と子どもを養うという家族形態を標準モデル

としてきているが、現在では、働き方や家族のあり方が大きく変化し、雇用形態も多様化する中、共働き世帯が多数を占めている。

また、被用者保険（厚生年金、健康保険）の保険料負担が生じる 130 万円の壁（手取額の目減りによる段差）は、労働者自身の就業調整、保険料を折半負担する使用者側の雇用調整の大きな要因となっている。

こうした状況を踏まえ、また、共働き世帯との公平性を確保するため、第 3 号被保険者制度については、廃止を含め抜本的な見直しを行うべきである。

（2）非正規従業員等の労働時間調整を解消する所得税に係る控除制度の見直し

慢性的な人手不足に悩む中小企業においては、足元の物価高や最低賃金の引上げ等の影響を踏まえ、人材確保のために賃上げに踏み切る企業が増えている。一方で、企業側に賃上げを行う意欲があっても、パート・アルバイトの従業員が多い業種等からは、従業員本人に所得税がかからない、いわゆる「103 万円の壁」や配偶者特別控除を最大限に受けられる「150 万円の壁」を意識した労働時間の調整を行う従業員が増え、その代替となる人材の確保に苦慮しているとの声も寄せられている。

配偶者特別控除の導入により世帯ベースでは一定の成果がみられたものの、これらの壁は依然として、世帯の主たる生計者ではないパート・アルバイトの従業員における労働意欲を阻害していることから、所得控除額の引上げ等により、働きたい人がより活躍できる制度とすべきである。

（3）公的年金等控除の見直しによる子育て世代への支援の拡充

消費税率 10%の範囲で一定期間、持続可能な社会保障制度とするためには、社会保障給付の重点化・効率化を徹底・加速するとともに高齢者の応能負担割合を高める必要がある。社会保障給付の重点化・効率化によって生まれる財源や、新たな労働参画等により増加する所得税収を、若年世代の結婚、出産、子育て等に係る環境整備や、子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設等、少子化対策へ重点的に配分すべきである。

平成 30 年度税制改正にて、公的年金等控除について、年金以外の所得が 1,000 万円超の年金受給者の控除額の引下げ等が行われた。高齢者の応能負担割合を高める観点から、引き続き、公的年金等控除の見直しを検討し、子育て世代への支援の拡充を図るべきである。

（4）事業主拠出金の運用規律の徹底

子育て支援のための費用は、社会全体で子育てを支えるとともに安定的に財源を確保するために、商工会議所はかねてから税による恒久財源で賄うべきと主張してきた。保育の受け皿の追加整備には多額の費用を要するが、受け皿整備によって増える新たな就業者の所得拡大効果、それに伴う税収増が確実に見込まれることから、社会保障給付の重点化・効率化により生まれる財源もあわせ、政府は子育て支援のための施策に予算を重点的に配分すべきである。

多くの中小企業が人手不足による防衛的な賃上げや最低賃金引上げへの対応、社会保障料の負担増等への対応を迫られている中で、企業主導型保育事業や認可保育所の運営

費（0～2歳児相当）の補助に係る助成金の財源である事業主拠出金は赤字企業も含め全ての企業を対象に厚生年金とともに徴収されている。政府は、「新子育て安心プラン」の実行に際し、事業主拠出金率を段階的に引上げ、最終的には0.43%程度とすることを想定しているが、運用規律を徹底することで、料率はできる限り引上げることなく、特に、今後は積立金の余剰分の動向等も勘案したうえで、料率の引下げも視野に入れて検討されたい。また、待機児童解消への貢献度等、企業主導型保育事業の効果をしっかりと検証していくとともに、今後想定される料率を含め中長期の事業計画を明らかにすることが必要である。

（５）子育て世代への支援に資する税額控除制度への移行

現行の所得控除制度（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除）は、累進税率の下では高所得世帯ほど税負担が軽減されており、多くの子育て層が含まれる低所得世帯（年収300万円～400万円）には税負担の軽減効果が小さい。

このため、所得控除制度の見直しにあたっては、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すべきである。その際、夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用するとともに、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすべきである。夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用することで、単身世帯との公平性を担保することが可能となる。また、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすることで、現在の配偶者控除と同様に専業主婦（夫）世帯の税負担の軽減が可能となり、専業主婦（夫）が担っている家庭内での貢献や、地域活動への貢献にも配慮した制度となる。

VIII. その他経済活動の活性化・国民生活の向上に資する税制

1. 所得税関係

- （１）企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- （２）個人事業主の事業主控除（290万円）を拡充すること。
- （３）地方移住を推進するため、賃貸住宅への住み替え時にも適用を認める等、居住用財産の買換え特例を拡充すること。
- （４）NISA（少額投資非課税制度）を抜本的に拡充するとともに、制度を恒久化すること。

2. 資産税関係

- （１）結婚・子育て支援信託に係る贈与税の非課税制度を恒久化すること。
- （２）教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税制度を恒久化すること。
- （３）死亡保険金・死亡退職金等の相続税の非課税限度額を拡充すること。

3. 地方税関係

- (1) ふるさと納税制度は、着実に地方創生の促進に寄与している。国は引き続き、ふるさと納税制度の健全な発展を推進すること。
- (2) 基礎的な先端研究や、知的財産の標準化に取り組み、日本の産業競争力強化に寄与している民間非営利研究法人（非営利型一般財団法人の研究機関）における、研究施設（土地・建物）や、研究設備に係る固定資産税等を非課税とすること。

4. その他

- (1) 地方創生に資する事業を行う特定公益増進法人やNPO法人に対する寄附金の上限額を引上げること。
- (2) 産業文化財等の固定資産税の減免措置や修繕・維持費用等に係る税制上の優遇措置を創設すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置を延長すること。
- (4) 防衛産業技術基盤強化法（仮称）に基づき、サイバーセキュリティを強化するための設備投資を行う中小企業等に対し、特別償却や税額控除等の税制上の優遇措置を創設すること。

以 上